可決!

条例の一部改正する条例

46 号

西原町現行の条例の用語等の整備に関する特別措置条例を廃 止する条例について

理由 当該条例に基づいた用字、用語等の整備を終えたため、当該条例 を廃止する必要があるため。

47 号

政治倫理の確立のための西原町長の資産等の公開に関する条 例の一部を改正する条例について

理由 郵政民営化による関連法の整備及び証券法等の改正に伴い当該条 例を整備する必要があるため。

48 号

西原町乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例 について

(理由)子育て支援策や少子化対策が一層強まっており、若い世代が安心 して子育てができる環境整備を行なう必要があり、今回県の要綱 が改正されたため、対象年齢の拡大を図る必要がある。

